



ご利用について

- 対象 乙訓二市一町に住所を有する就学前の子どもとその保護者の方が対象です。市町で受給者証の交付を受ける必要があります。
- 利用定員 1クラスあたり、5名～7名です。
- 期間 受給者証に記載された通所給付費の支給決定期間の範囲内で利用できます。受給者証を更新することにより継続して利用することができます。
- 回数 受給者証に記載された支給量の範囲内で利用できます。
- 費用 国が定めた利用額の1割をお支払いください。
- 申込 利用申込書に必要事項を記入し、ポニーの学校にお申し込みください。

基本理念

- I すべての子どもは等しく尊重されなければならない。
- II 療育活動の基本はあくまで人間教育であって、特殊な教育ではない。それぞれの「障害」を形式的に切りとり、固定化・限定化するのではなく、人間教育の原理をその基本とする。
- III 「早期発見」「早期療育」の一翼を担い、早くから関わりをもつことで生活圏を拡大し、社会生活への参加を図る。
- IV 親の力を最大限に活かし、子どもと子どもをめぐる諸問題を正しく認識する力を養う。
- V 必要な療育援助活動が孤立したものであったり、独善に陥ることなく、関連諸機関・団体との結びつきを強め、コミュニティーケアとしての事業であることを明らかにしていかなければならない。

乙訓福祉施設事務組合

乙訓ポニーの学校

親と子の早期療育施設



〒617-0813

長岡京市井ノ内西ノ口17番地の8

電話 075(952)5000

FAX 075(953)5200

<http://www.otsufuku.com>



乙訓ポニーの学校

乙訓ポニーの学校は、発達の様々な面で遅れやつまずきが心配されるお子さんを対象とした就学前の療育施設です。児童福祉法に基づく児童発達支援事業を行っています（児童福祉法第6条）。

沿革

昭和49年10月23日	乙訓ポニーの学校事務組合設立
昭和50年 4月 1日	乙訓ポニーの学校開設
昭和57年 2月12日	乙訓福祉施設事務組合に改組

豊かな育ちに向けて

子どもたちは豊かな遊びを通して、周りの世界と関わっていく力を育てていきます。人とふれあい、いろいろなことを他の人と共有しながら、基本的な生活習慣を身につけたり、ものごとを認識する力や表現する力を伸ばしていきます。

自ら環境に働きかけていく力が弱いために、興味の幅が広がりにくかったり、うまくコミュニケーションがとれない子どもがいます。しかし、その内面にはたくさんの可能性を秘めています。

ポニーの学校は、それぞれのお子さんに応じた子育てを、保護者のみなさんとともに考えていきたいと思っています。



職員構成

施設長	—	1名（児童発達支援管理責任者兼務）
指導員	—	9名
嘱託医	—	1名（非常勤 児童精神科）

療育の内容

- 1 クラス編成 保育所・幼稚園に通っていない子どもを対象とした低年齢児クラスと、個別指導クラス、グループ指導クラスがあります。遊びを通してそれぞれの子どもの発達課題に取り組みます。
- 2 個別療育 全員に対して、指導員と1対1で課題に合わせた取り組みを行います。保護者が一緒に入る場合があります。
- 3 訪問活動 家庭訪問の他、保育所や幼稚園等を訪問し連携を図ります。
- 4 保護者相談 子どものクラスの親御さんでグループを構成し、話し合いを通して子育て等について考えます。
- 5 療育相談 卒園児保護者や利用希望児保護者を主たる対象に実施しています。
- 6 各種相談 嘱託医相談、理学療法士・言語聴覚士（地域療育等派遣事業により京都府より派遣）より助言を得ることができます。
- 7 学習・交流 外部から講師を招いて講演会を実施します。
- 8 その他 家族懇談会、その他の行事を実施します。



利用開始月とクラス編成

ポニーの学校の利用開始は、4月、7月、10月、1月からの年4回です。またクラスの編成も同時期に若干変更させていただくことがあります。

